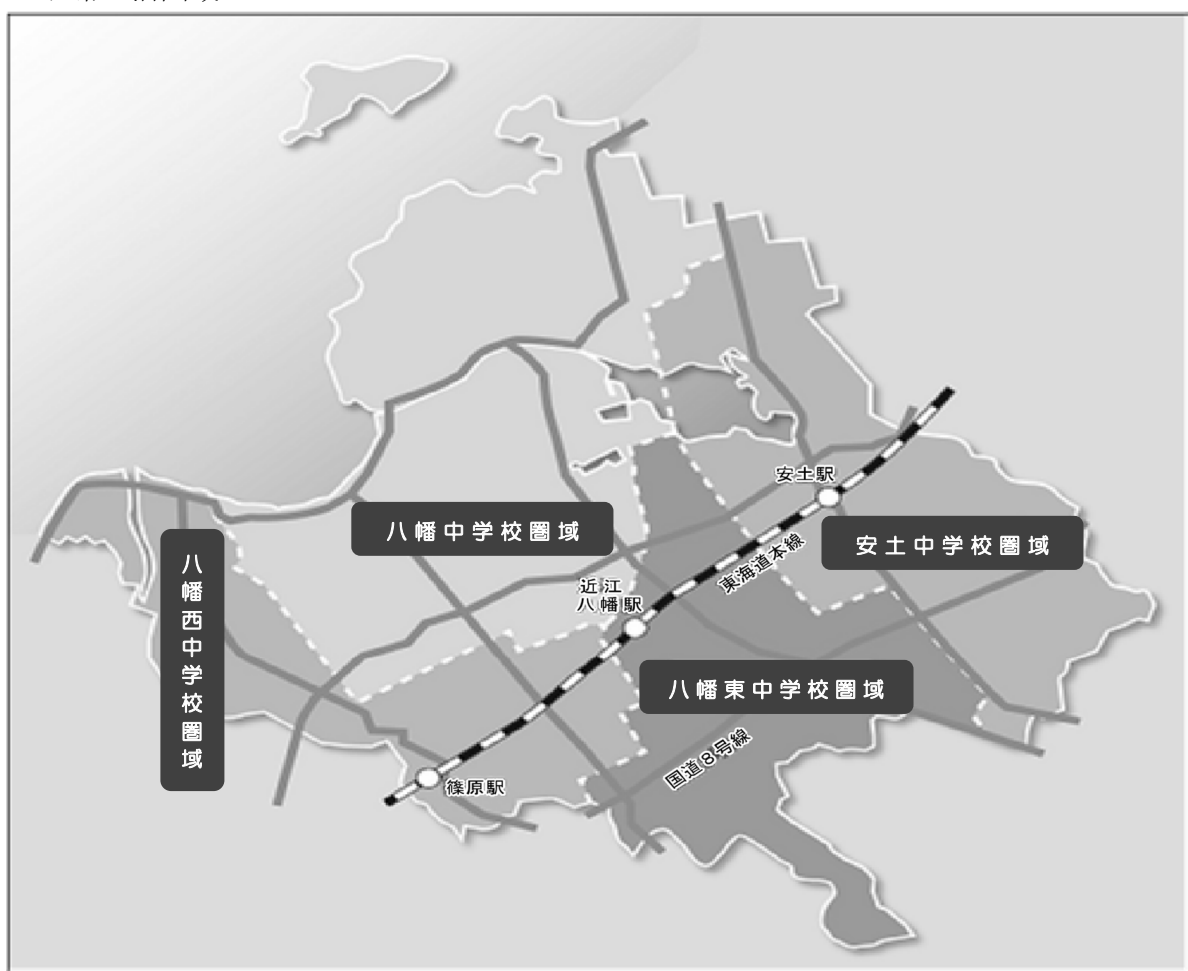


7. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるように、身近な地域で専門的な相談や支援等の整備が可能な範囲を考慮して設定するものです。

令和7(2025)年を目標とした地域包括ケアシステムの構築と医療介護総合確保推進法に基づき医療・介護資源を総合的に確保していくため、第8期においても、第7期を踏襲し、基本的に中学校区の4圏域を日常生活圏域と定めます。ただし、地域密着型サービスは、身近な地域で利用可能な範囲を勘案し、種類や地理的条件等実情に合わせて区域を設定します。また、地域包括支援センターは、社会資源の整備状況等を勘案して、中北部(八中)・西部(西中)・東部(東中・安土中)の3エリアに設置していましたが、令和5年度より、地域の実情に沿った課題解決をより一層推進するため、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置します。

<日常生活圏域>



② 地域ネットワークの構築・強化

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアの推進に向けて、地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、各機関や職能間の連携を強化するために、地域ケア会議、地域ケア推進会議等を活用し、それぞれの役割の理解、機関調整とスキルアップ、連携の具体的なしくみづくりを進めます。

また、地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

地域ケア会議では、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために、地域の関係者や行政職員等から構成される会議において、高齢者の課題解決の支援はもとより多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の実践上の課題解決力向上を図ることで高齢者の自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高めるとともに地域資源の開発や政策形成につなげていきます。

目的	取組内容	事業名
地域包括支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議等を活用し、関係機関や職能の役割の理解、関係機関等の調整等を通じて、連携の具体的なしくみを整えます。 ○包括的支援事業における各事業を通じて、多職種協働によるネットワークの構築を図ります。 	包括的支援事業

【地域包括支援センター運営の方向性】

本市においては、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を行うため、地域課題の集約と分析を行い、政策形成機能を果たす基幹的な地域包括支援センターを行政に位置づけ、さらに、システムの推進機関として地域包括支援センター（圏域地域包括支援センター）を設置し、平成 26 年度から段階的に業務委託を進め事業展開を図ってきました。

地域包括支援センターに求められる機能は多様化しており、「地域共生型社会」の実現に向けてのあり方も含めた具体的な検討が必要となっており、地域包括支援センターの機能強化とともに、複雑化する相談事例に対応できる庁内の包括的な相談支援体制整備や、地域のサポート体制の整備をさらに推進していきます。

市直営の地域包括支援センターは基幹的体制整備や機能を担う基幹地域包括支援センターとして、市内 4 か所に設置した地域包括支援センターは、高齢者やその家族の身近な総合相談拠点、また各圏域の特性を活かした地域づくりを推進する圏域地域包括支援センターとして、その機能の周知とともに地域包括支援センター間の役割分担・連携をさらに強化していきます。